

～海外からの従業員（エキスパッツ）に対する経済的利益への課税～

外資系企業においては、本店所在地国等、海外から日本へスタッフを出向させ、国内での事業活動に従事させるケースがあります（海外から日本に来ているスタッフを一般にエキスパッツ(expatriate)といいます）。このような場合、エキスパッツは不慣れな外国で生活し、またビジネスを行うこととなります。そのため、通常であれば従業員本人が支出すると思われる生活費（Living Cost）等を会社が負担することが多く見受けられます。これらの会社負担＝従業員にとっての経済的利益(Fringe Benefit)は、所得税法上はエキスパッツ個人の所得とされるものがあり、所得に該当すればさらにそれに係る源泉所得税も会社が負担することがほとんどであるため、会社としては、必要以上の費用発生・キャッシュアウトをしないよう、経済的利益の供与の方法等につき注意すべきであるといえます。

以下で、典型的な経済的利益の取扱いについて紹介します。

なお、以下の例においては、経済的利益を享受するエキスパッツは日本法人においても役員等の身分を有しておらず、一般の従業員であることを前提としています。

1) 住居（社宅）の提供 (Legal Rent)

会社が住居を賃借し、エキスパッツに貸し与えているケースです。この場合、税務上従業員から徴収すべき月額賃料（＝徴収をしなければ経済的利益とされる額）は、原則として以下の計算式で求めることとされています。

通常の賃借料	＝	$\frac{\text{家屋の固定資産税課税標準額}}{\text{家屋床面積 (㎡) / 3.3 (㎡)}} \times 0.2\% + 12\text{円} \times$	+	$\text{敷地の固定資産税課税標準額} \times 0.22\%$
--------	---	--	---	--------------------------------------

なお、上記で求めた「通常の賃借料」の50%相当額以上の賃借料を従業員本人から徴収している場合、経済的利益はないものとする（課税されない）という取扱いがなされています。

ただし、会社が第三者から賃借をする場合、通常は基礎情報がないため上記の計算をすることが困難です。そのため、便宜的に、実際の月額家賃の10%程度を「通常の賃借料」とする（→従業員より10%相当額を徴収することにより課税なしとする）こともあります。この点はとくに明確な規定によるものではないため、設定の際には固有の状況も勘案し、専門家と協議することが望ましいと考えられます。



2) 医療費、健康診断費 (Medical Expense)

エキスパッツおよび家族が医療機関受診の際に、窓口でかかった費用について会社が負担するケースです。本来は従業員本人が負担すべき性格のものであり、経済的利益として全額が課税対象となります。なお、エキスパッツ本人からすれば、その分だけ所得が増えることとなりますが、その年の確定申告の際、医療費控除を受けることが可能です。

(医療費控除は年末調整で受けることができず、確定申告を行う必要があります。また、その年にかかった医療費の総額が一定の金額(最大10万円)に満たない場合は控除できません。)

一方、人間ドック等の健康診断費用については、会社が従業員の健康管理の必要から、全員に一定の基準で受けさせている場合には福利厚生費等となり、経済的利益として取り扱う必要はありません。



3) 語学研修費、子女教育費 (School Fee)

まず、会社がエキスパッツの語学(日本語)研修費用を負担しているケースです。その研修が業務遂行上必要であり、かつ費用が適正であるものについては課税しなくてよいという取扱いとなっています。つまり日本でビジネスを行うのに当たり、日本語の習得が必要であるため語学スクールを受講させている等の場合には、経済的利益とはならず、教育研修費等となります。

次に、会社がエキスパッツのお子さんが通う学校(インターナショナルスクール等)の授業料を負担しているケースです。こちらについては業務遂行に要するものとはいえないため、上記の取扱いはなく、経済的利益として課税されるものと考えられます。



4) 帰国費 (Home Leave)

会社が、エキスパッツの一時帰国のための旅費を負担しているケースです。原則として、年1回程度であり、最もリーズナブルな経路・方法による場合には、課税しなくてよいとの取扱いがなされています(生計が一である家族の分も認められることになっています)。これは、エキスパッツが本国と気候・風土等が異なる日本で生活していることから、会社が労働環境に対する配慮として経費支出することを認める趣旨によるものようです。上記の取扱いから、逆にいえば年に複数回にわたって帰国費用を負担している場合は、経済的利益として課税すべきことになると考えられます。



まとめ

以上、いくつかのケースについてみてきました。この他、従業員本人の税金(所得税・住民税等)を会社が負担している場合にも、経済的利益となり、それに対し更に課税が生じることとなります。

今回紹介したもの以外にも、会社が支出するものが生じた場合は、それぞれ、方法や目的、金額のレベル等を確認した上で、法令や通達等を参照しながらケースバイケースで判断を行うこととなります。会社はルールに則って適正な課税を行うべきですが、一方で過度に保守的な処理を行うと、納税額の増加につながります。微妙な判断となるような場合には、弊法人までお気軽にご相談下さい。